

第12号議案

ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例及びふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正する条例

(ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年ふじみ野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第2項及びふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号)第21条第2項の規定に基づく」を「第14条第2項、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項及びふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年ふじみ野市条例第 号)第46条の規定による」に改める。

第6条第1項中「招集し、会議の議長となる」を「招集する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 会長は、会議の議長となる。

第7条第1項中「実施機関」の次に「(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び議会をいう。以下同じ。)」を加える。

(ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成17年ふじみ野市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及びふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号。次条において「保護条例」という。)」を「並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びふじみ野市議会個人情報の保護に関する条例(令和5年ふじみ野市条例第 号。次条において「議会個人情報保護条例」という。)」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

審議会は、公開条例第18条第2項、ふじみ野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年ふじみ野市条例第26号)第8条及び議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じて審議し、答申する。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第6条第1項中「招集し、会議の議長となる」を「招集する」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 会長は、会議の議長となる。

第7条中「関係実施機関」を「実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業

管理者及び議会をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市情報公開・個人情報保護審査会条例及びふじみ野市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。